

改正

昭和48年5月21日条例第29号

昭和53年3月29日条例第2号

昭和59年3月29日条例第6号

平成元年2月10日条例第4号

平成18年12月26日条例第33号

平成19年3月22日条例第13号

平成20年9月30日条例第31号

福生市特別職報酬等審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料（以下「報酬等」という。）の額について審議するため、福生市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について、審議会の意見を聞くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、福生市の区域内の公共的団体等の代表者、その他住民のうちから必要のつど市長が任命する。

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部職員課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年5月21日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年3月29日条例第2号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年3月29日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年2月10日条例第4号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月26日条例第33号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月22日条例第13号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 3 前項の場合において、この条例による改正後の(中略)福生市特別職報酬等審議会条例第1条の規定は適用せず、この条例による改正前の(中略)福生市特別職報酬等審議会条例第1条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の(中略)福生市特別職報酬等審議会条例第1条中「助役」とあるのは「副市長」と(中略)する。

附 則 (平成20年9月30日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。